## 計 画 書 中部広域都市計画火葬場の変更(沖縄市決定)

都市計画火葬場に1号広域火葬場を次のように追加する。

名 称			面積	備考
番号	火葬場名	<u>                                      </u>	川 復	川 芍
1	広域火葬場	沖縄市字池原	約 12, 100 m <sup>2</sup>	

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由:

火葬場は、地域社会に必要な社会基盤であるとともに、都市に不可欠な都市施設です。

近年、超高齢社会により全県的に死亡者数は増加しており、本県では2040年頃まで死亡者数が増加し続ける見込みとなっています。県内火葬場では慢性的な火葬待ちが起こっており、火葬需要に供給が追いついていない状況です。

公営火葬場を持たない本島中部地域の市町村においては、火葬需要の増大に対応するため長期展望に立った整備計画のもと、安定的な火葬サービスの 提供を目的とした、公営火葬場の整備が必要です。

沖縄市は、令和6年3月に「(仮称)沖縄市火葬場整備基本計画」を策定し、宜野湾市は令和6年9月に北中城村との連携のもと「火葬場建設等検討調査・基本構想」を策定しました。北谷町は、北谷町外の火葬場と使用協定を締結していますが、将来的な火葬需要への確実な対応・火葬サービスの更なる安定提供に向けた手法を検討していました。しかし、それぞれが単独で整備するには財政的な負担が大きくなることが想定されることから、こ

れらの課題を解消するため、沖縄市、宜野湾市、北谷町及び北中城村の2市1町1村において令和7年1月に「(仮称) 広域火葬整備基本計画」を策 定し、沖縄市に公営火葬場を整備することとなりました。

市内全域から整備候補地の抽出をおこない、土地利用面・環境面・防災面・経済性に留意し選定した本計画地について、都市計画の変更をしようとするものです。